

米国司法省、新たな内部告発報奨制度とAI関連リスクへの重点的な取り組み強化を発表

Publications

2024年5月

By: Brandon D. Fox, David Bitkower, Tali R. Leinwand, Erin Schrantz, Anthony Barkow, Katya Jestin, Carolyn S. Small, Paige Zielinski

米国司法省 (DOJ) は、最近、企業犯罪取り締まりへの取り組みを強化する2つの新たな施策を発表した。内部告発報奨制度と、連邦検察官が企業のコンプライアンス体制を評価する際に人工知能 (AI) 関連リスクを評価するためのガイダンスのアップデート版である。これらの新たな施策を踏まえ、企業にとっては、今が、内部通報制度の強化やAI関連リスクの把握・管理に向けたコンプライアンス体制の検討の良い機会であるといえる。

この内部告発報酬制度は、米国司法省が他の方法で知ることができない「重大な企業不正行為または金融不正行為」の発見に役立つ情報を提供した個人に対し、民事上または刑事上の没収金の一部を支払うものである。企業不正行為に幅広く適用されるが、DOJは、特に、米国金融システムの犯罪的悪用、証券取引委員会 (SEC) の管轄外の海外汚職事件、政府高官への企業からの違法献金などの国内汚職事件に関する情報に関心を持っている。犯罪行為に関与した者、DOJが不正行為について知った後に告発した者、経済的な動機があって告発した者に対しては、報奨金は支払われない。この制度は、DOJが今後90日間以内に具体的な内容を策定した後、今年後半に正式に実施される予定である。

連邦検察官は、DOJがアップデートした企業コンプライアンス体制の評価ガイダンスに基づき、コンプライアンスへの取り組みの一環としての企業のAI関連リスク管理能力を評価することになる。このガイダンスのアップデートは、DOJによるAIリスク対策への継続的な注力の一環として行われたものである。リサ・モナコ司法副長官は、AIについて、「かつてないほど鋭い刃」を持つ「両刃の剣」と呼んでいる。また、DOJは、初めて、AI関連犯罪への対応を監督する最高科学技術顧問と最高人工知能責任者を任命した。証券取引委員会や商品先物取引委員会などの他の規制当局も同様に、AI関連リスクに注目し、金融市場でのAIの利用方法について、新たな条件を課したり、パブリックコメントを求めたりしている。

企業犯罪の取り締まりは引き続きDOJの優先事項である。内部告発によって不意打ちでDOJから捜査を受けることを避けるためにも、企業のトップはコンプライアンス体制や通報窓口が十分か検証し、不正行為の発見や効果的な内部通報制度の整備のためのさらなる積極的な対策の実施を検討すべきである。また、AIを利用している企業は、現在のコンプライアンス・ポリシーがAIに関連する潜在的な法的リスクをカバーするのに十分なものとなっているか、あるいは、アップデートが必要かどうかについても検討すべきである。

この記事は英文の記事の要約版となります。また、この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

関連弁護士

Brandon D. Fox

Managing Partner, Los Angeles and Century City
bfox@jenner.com
+1 213 239 5101

David Bitkower

Partner
dbitkower@jenner.com
+1 202 639 6048

Tali R. Leinwand

Partner
tleinwand@jenner.com
+1 212 891 1697

Erin Schrantz

Partner
eschrantz@jenner.com
+1 312 840 8674

Anthony Barkow

Managing Partner, New York
abarkow@jenner.com
+1 212 891 1662

Katya Jestin

Co-Managing Partner
kjestin@jenner.com
+1 212 891 1685

Carolyn S. Small

Special Counsel
csmall@jenner.com
+1 213 239 5100

Paige Zielinski

Associate
pzielinski@jenner.com
+1 628 267 6844

関連記事

Jenner & Blockニュースレター：2024年5月

関連分野

日本プラクティス

© 2024 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact dataprotection@jenner.com.

Stay Informed

